

| | | | | | |
|---|--|---------------------------------------|---------------|-----|-----|
| 制 度 名 | 特別支援教育就学奨励費補助金 | 主管課名 | 義務教育課 管理 G | | |
| | | 問合せ先 | 029-301-5215 | | |
| 目的・趣旨 | 特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な援助を行う。 | | | | |
| <p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が就学に必要な援助を行う事業。</p> <p>[補助要件等] 市町村が、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行っていること。</p> <p>[対象経費] 学校給食費、通学費、職場実習費、交流及び共同学習費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、拡大教材費、オンライン学習通信費</p> <p>[補助限度額等] 文部科学省が定める国庫補助限度額</p> <p>[経費負担割合]</p> | | | | | |
| 区 分 | | 国 | 県 | 市町村 | その他 |
| 特別支援教育就学奨励事業実施市町村 | | 1/2 | — | 1/2 | — |
| <p>[令和5年度当初予算額] 1,350百万円（国予算） ※特別支援教育就学奨励費負担金・補助金・ 交付金の合計</p> | | <p>[令和5年度補助対象団体] 令和5年10月頃決定予定</p> | | | |
| <p>[備考] 生活保護法による教育扶助若しくは生活扶助により援助されている費目又は要保護児童生徒援助費補助金の対象として援助されている費目については、支給しない。</p> | | | | | |

特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和5年度予算額(案)
(前年度予算額)

135億円
136億円)



文部科学省

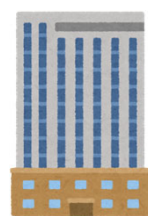
背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

事業内容

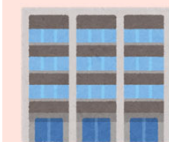
就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

◆支給イメージ



国

補助・
交付



地方公共団体等

交付



学校

支給

保護者等の経済的負担軽減



支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒
国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

実施主体

国(国立大学法人)
都道府県・市町村(特別区含む)

負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村 1/2